

# 高根沢町立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年度▷令和12年度  
高根沢町教育委員会

# 目 次

1	計画の趣旨・現状	1
2	目標	2
3	計画の期間	2
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
5	関連する取組、今後のフォローアップについて	6

# 1 計画の趣旨・現状

## (1) 計画の趣旨

高根沢町では、「ふるさと高根沢を愛し、自らの夢に向かって未来をたくましく生き抜く子どもを育てます」を基本理念としています。そして、「自信をもって何事にも意欲的に取り組む子どもを育てます」「一人一人が安心して楽しく学べる学校をつくります」を基本目標として、小中一貫教育を基盤としながら、各種事業に取り組んでいます。

そのような中で、教育実践の中心となる教職員においては、多忙化が問題となっていることから、教職員の働き方改革が求められています。

そこで、高根沢町の子どもたちが、今以上にいきいきと学校生活を送れるようにするためには、教職員が心身ともに健康で、やりがいや充実感をもって仕事に取り組める環境を実現することが必要であると捉えます。

## (2) 高根沢町の現状

高根沢町では、令和元年10月に、高根沢町立学校の教職員の在校等時間の上限に関する方針として、「学校における働き方改革基本方針」を策定し、令和3年3月に「高根沢町立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を定め、教職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んでいます。

令和6年度からは教員業務支援員（町会計年度任用職員）を配置し、教職員が担う業務を担当することで、教職員の時間外在校等時間の縮減を図っています。

こうした取組の結果、令和6年度の高根沢町における教職員の時間外在校等時間の状況については以下のとおりです。

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月31時間	20.5%	1.5%
中学校	月32時間	18.9%	0.9%

時間外在校等時間が月45時間を超える割合が、小中学校ともに20%程度であり、5人に1人が月45時間を超えています。また、月80時間を超える割合も0%にはなっていない状況です。

教職員の業務は量・内容共に負担感が大きくなっており、授業での指導や児童・生徒への生活上の指導等に取り組むにあたり、教育の質の向上のために必要な時間的なゆとりを創出することが必要です。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定します。

## 2 目標

---

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりです。

### (1) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- 仕事と仕事以外の生活のバランスに満足している教職員の割合を 80%以上とします。  
※令和7年度の教職員の割合は 69%

- 自分の仕事が児童生徒の成長につながっていると実感している教職員の割合を 80%以上とします。

※上記2つの目標は、「県の働き方改革に係る実態調査」の質問に肯定的に回答した町立小中学校の教職員の割合とします。

### (2) 時間外在校等時間に関する目標

- 教職員の時間外在校等時間を 1 か月で 45 時間以内、1 年間で 360 時間以内とします。

- 教職員の時間外在校等時間が1 か月で 80 時間を超える教員の割合を0%とします。

## 3 計画の期間

---

令和8年度～令和12年度までの5年間とします。

なお、本計画は町立小中学校の働き方改革の状況や国や県の動向等を踏まえ、毎年度見直しをしながら推進します。

## 4 実施する業務管理・健康確保措置の内容

---

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組みます。

### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

#### イ 学校以外が担うべき業務

- ◆保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

(「3分類」⑤関係)

首長部局とも連携して、直接苦情等に対応する相談窓口設置を目指すとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備することにより、教育委員会等の行政機関において当該苦情等に対応できる体制構築に努めます。

#### ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ◆調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

町教育委員会が回答を担ったり、校務支援システム等の機能を活用したりすることによって、町教育委員会から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減します。

- ◆部活動（「3分類」⑬関係）

原則、休日における複数の部活動の地域展開を目指します。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、部活動指導員の配置拡充等を進めます。

#### ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ◆授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

教員業務支援員を配置して、授業準備や採点作業の補助等に係る事務負担を軽減します。また、校務支援システムの機能や自動採点技術等を導入して、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減します。

- ◆支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による効果的な支援が期待される業務について、専門性を有する人材と教職員との協働を推進します。また、不登校児童生徒への対応にあたっては、関係機関等と連携して効果的な支援を促進します。

※「学校と教師の業務の3分類」（文部科学省）

「学校以外が担うべき業務」

- ①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- ②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導されたときの対応
- ③学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- ④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- ⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

「教師以外が積極的に参画すべき業務」

- ⑥調査・統計等への回答
- ⑦学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理
- ⑧ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
- ⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理
- ⑩校舎の開錠・施錠
- ⑪児童生徒の休み時間における安全への配慮
- ⑫校内清掃
- ⑬部活動

「教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務」

- ⑭給食の時間における対応
- ⑮授業準備
- ⑯学習評価や成績処理
- ⑰学校行事の準備・運営
- ⑱進路指導の準備
- ⑲支援が必要な児童生徒・家庭への対応

## (2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図ります。

- 各学校の学校運営協議会において、承認を得ることとなっている学校運営に関する基本的な方針に、各学校が取り組む「業務量管理・健康確保措置の実施に関すること」を加え、承認を得た上で取り組みを進めます。
- 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定します。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小学校4年生以上は年間で1,086単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるように見直します。
- 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行います。
- デジタル技術の活用により、保護者宛の通知等をデジタルで送信したり、教員が作成した授業の資料をデジタルで共有したりするなどして、校務の効率化を図ります。
- 勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能の活用を検討します。

## (3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、以下の内容に取り組みます。

- 1か月の時間外在校等時間が、継続して80時間を超えた教職員には、医師による面接指導を実施します。
- 各学校で完全退勤時間を設定するなど、11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組みます。
- ストレスチェックの実施率100%を目指し、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進します。
- 心身の健康問題についての相談窓口を設置します。
- 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進します。
- 長期休業等の期間中に学校閉庁日の設定を行います。

## 5 関連する取組、今後のフォローアップについて

---

- 教育委員会において、各学校へ本計画を周知するとともに、働き方改革の取組が進むよう、町立小中学校の管理職の研修会などを活用して各学校の現状や課題を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に支援・指導を実施します。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校については、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校への指導を実施します。
- 教育委員会において、取組の着実な実行を図るため毎年度本計画の見直しを行います。時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している出退勤管理システムで把握したり、実態調査の回答結果から把握したりします。また、本計画を高根沢町のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告します。
- 教育委員会及び各学校においては、保護者や地域の理解を促進するため、リーフレット等をとおして、また学校運営協議会を活用して、業務量管理・健康確保措置の内容について周知します。また、学校運営協議会における協議等も踏まえながら、学校における働き方改革の取り組みについて保護者や地域の協力を得られるように努め、本計画に基づいた教職員の働き方改革を推進します。